

令和7年度「消費者啓発の標語」募集要領

1 目的

自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、「消費者月間」である5月に合わせて「消費者啓発の標語」を募集します。

標語の募集部門は、以下の3つとします。

- A グリーン志向の消費行動※ 部門
- B 18歳から大人！ 部門
- C 高齢消費者被害防止 部門

※【グリーン志向の消費行動】とは

消費者が自身の消費生活において、環境に配慮された商品・サービスを理解し、意識的に選好するなどの行動のことです。（例）環境保護活動への参加・寄付、環境ラベルがついた商品を選ぶなど

2 応募資格

山口県内に居住又は通勤・通学されている方

3 応募作品

標語の字数は30字以内とし、自作で未発表のものに限ります。

4 応募方法・応募先

- (1) 1人につき各部門1点（計3点）まで応募できます。
- (2) 応募作品（作品ごとに募集部門（A～C）を記入）、氏名（ふりがな）、年齢、郵便番号、住所（学校・団体等で応募される場合は所在地）、電話番号、学校名・団体名（学校・団体等で応募される場合のみ）、学年（学校で応募される場合のみ）の記入が必要です。
- (3) 応募フォーム、電子メール、はがき又は封書でお送りください。
 - ・応募フォーム、電子メール
下記 URL から、応募フォーム又は電子メール（お問い合わせフォーム）を選択
URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/301230.html>
※電子メールの場合、送信件名を「消費者啓発標語の応募」としてください。
 - ・はがき、封書
〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県消費生活センター 消費者政策班 あて



5 応募締切

令和7年6月30日（月）（当日消印有効）

6 入選作品の決定及び表彰

- ・部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を各1点決定します。
- ・入選作品については、各入選者に通知の上、表彰し、記念品を贈呈します。

7 入選作品の活用等について

- ・入選作品については、山口県消費生活センターホームページへの掲載など、各種啓発等で活用させていただきます。
- ・応募いただいた個人情報は、本募集の目的以外には使用しません。なお、入選作品に選ばれた方は、お住まいの市町村（在学中の方は学校名：学年）及び氏名を発表しますので、御了承ください。
- ・応募された作品はお返しいたしません。
- ・入選作品の著作権は山口県に帰属します。

8 お問い合わせ先

山口県消費生活センター 消費者政策班

電話 083-933-2608、又は上記4（3）の電子メール（お問い合わせフォーム）